

労働保険(雇用保険)の成立及び 雇用保険の加入手続き

二元事業

ハローワークでの手続き

提出書類

- 労働保険関係成立届
- 労働保険概算保険料申告書
- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険被保険者資格取得届

添付書類・・・◆従業員の雇用保険被保険者証

無い場合は履歴書又は氏名、生年月日、職歴が記載されたもの

◆従業員のマイナンバーの分かるもの

ご持参いただくもの

法人

- 登記簿謄本 (※1)
- 事業場の確認書類 (※2)
(名称又は所在地が登記と異なる場合)
- 事業所の所在地が分かる地図

個人事業主

- 住民票又は運転免許証
- 事業場の確認書類 (※2)
- 事業所の所在地が分かる地図

労働者を雇用して2か月以上経過している場合

- 労働者名簿、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳

労働者を雇用して6か月以上経過している場合

- 労働者名簿、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳、遅延理由書

※1 設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能

※2 事業場の確認書類とは？

事業許可証、開業届、不動産契約書、工事契約書、公共料金の領収書等、事業所が実際に存在していることが確認できる書類のことです。

労災保険について

- ・ 従業員が現場作業員のみの場合には元請事業主に労災保険の加入義務があるため、下請事業主は労災保険に加入する必要がありません。

ただし、事業所に事務員や営業の社員がいる場合は労災保険の加入義務があるため、労働基準監督署で加入手続きを行う必要があります(先に労働基準監督署にご相談ください)。

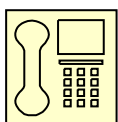
- ・ 事業主は原則労災保険に加入できませんが、労働保険事務組合に労働保険の各種手続きを委託すると特別加入することが可能です。労働保険事務組合は愛知労働局のホームページに名簿一覧があります。

労災保険については

名古屋北労働基準監督署

電話 052-961-8655

ご不明な点はお問い合わせください



ハローワーク春日井

雇用保険適用係

電話 0568-81-5136

事業所の実在・実態確認のため、訪問調査等を行うことがあります